



議案第八十六号

財政概況報告書の作成及び公表に関する条例の全部改正について

次のとおり財政概況報告書の作成及び公表に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

財政状況の公表に関する条例

財政概況報告書の作成及び公表に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の三第一項の規定により公表すべき財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

（公表の期日）

- 第二条 財政状況の公表は、毎年五月一日及び十一月一日に、これを行なうものとする。
2. 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、町長は、事故のやんだときから一箇月以内において、これを公表しななければならない。

(公表の内容)

第三条 前条第一項の規定により五月一日に公表する財政状況においては、前年十月一日から三月三十一日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び町長の財政方針を明らかにするものとする。

- 一 歳入歳出予算の執行状況
  - 二 住民の負担の概況
  - 三 公営事業の概況
  - 四 財産、地方債及び一時借入金の現在高
  - 五 その他町長が必要と認める財政に関する事項
- 2 前条第一項の規定により十一月一日に公表する財政状況においては、四月一日から九月三十日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。
- 3 町長は、必要に応じ、財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書とその附表として添付することができる。

(公表の方法)

第四条 財政状況の公表は、三朝町公告式条例(昭和 年三朝町条例第 号)

による告示の例により、これを行なう。

2 財政状況は、その公表の日から六月間、町長の指定した場所において、これを閲覧に供さなければならぬ。

第五条 町長は、必要と認めるときは、前条第一項に定める方法により公表するとともに、新聞紙上に財政状況の要旨を掲載して公表することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。